

令和3年 第19回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年10月18日（月）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第19回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 渋谷悠太	
5 会議の議案	<p>(議案)</p> <p>第1号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第2号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第3号 投票所の投票立会人の選任について</p> <p>第4号 期日前投票所の投票立会人の選任について</p> <p>第5号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第6号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第7号 選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて</p> <p>第8号 直接請求に必要な選挙人の数について</p>	
6 閉会時刻	午前10時40分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第19回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。 それでは、議案第1号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第37条第2項の規定により、投票管理者は、選挙権を有する者の中から選任することとされております。 また、同法施行令第24条第1項の規定により、投票管理者に事故があり、また欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。 つきましては、投票所38か所における投票管理者及び職務代理者を別添のとおり選任いたしたいとするものです。 なお、全て市職員であり、本件は選挙期日の公示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第48条の2第5項で適用する同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者は、選挙権を有する者の中から選任するとされております。 また、同法施行令第49条の7で適用する同令第24条第1項の規定により、投票管理者に事故があり、または欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。 つきましては、期日前投票所4か所における投票管理者及び職務代理者を別添のとおり選任したいとするものです。 なお、全て市職員であり、本件は選挙期日の公示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第2号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって，本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に，議案第3号「投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「投票所の投票立会人の選任について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を次のとおり選任する。</p> <p>令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により，投票立会人は各選挙ごとに選挙権を有する者の中から，本人の承諾を得て，2人以上5人以下の者を選任することとされております。</p> <p>つきましては，投票立会人は，投票時間を定めて選任することにより交代制をとることが可能でありますので，別添のとおり，立会時間を前半と後半に分け，それぞれ2人ずつとし，投票所38か所で延べ152人を選任したいとするものです。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第3号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第3号「投票所の投票立会人の選任につ</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>いて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「期日前投票所の投票立会人の選任について」令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。 令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 期日前投票所の投票立会人につきましても、投票所の投票立会人と同様、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の者を選任するとされており、 つきましては、別添のとおり、期日前投票所4か所の投票立会人を選任したいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「期日前投票所の投票立会人の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>次に、議案第5号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第22条第3項の規定により、令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙時登録として、令和3年10月18日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する者を、本日付けで登録するものです。 なお、今回は9月の定時登録以降に、新たに資格を有する者を登録するものであり、年齢要件としては平成15年9月3日から平成15年11月1日までに生まれた者、住所要件としては令和3年6月2日から令和3年7月18日までに転入届を提出した者で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録された者を登録するものであります。 新規登録者数は、年齢到達者309人、転入者898人の併せて1,207人となります。 なお年齢要件は選挙期日現在で算定し登録することが通例となっております。 これから、新規登録者の名簿をご覧くださいますが、9月の定時登録と同様、各委員さんには、分担して名簿をご確認いただきたいと思っております。これから事務局が、それぞれ担当していただく名簿をお持ちいたしますので、登録要件をご確認いただき、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は、「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が35人、同条第2号事由である転出後4か月経過による転出抹消者数が762人、在外移転が1人であり、合計の人数は798人となります。 議案第5号と同様、これから抹消者の名簿をご覧いただきますので、抹消要件をご確認いただき、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を次のとおり定める。</p> <p>令和3年10月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本日時点で選挙人名簿から抹消すべき者につきましては、先ほどの議案で可決いただきましたが、明日の公示日から選挙期日までの間に転出後4か月を経過する者につきましても、毎日、抹消しなければなりません。</p> <p>つきましては、議案のとおり10月19日から10月30日までの間を抹消する日とし、それぞれ抹消すべき者を定めたいとするものです。</p> <p>なお、投票日当日の10月31日につきましては、当日開催いたします委員会において、議案として諮らせていただきます。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第7号「選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第8号「直接請求に必要な選挙人の数について</p>

発言者	発 言 要 旨
	て」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第 8 号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項（条例の制定及び改廃の請求）及び第 75 条第 1 項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数，地方自治法第 76 条第 1 項（議会の解散の請求），第 80 条第 1 項（議員の解職の請求），第 81 条第 1 項（長の解職の請求）及び第 86 条第 1 項（副市長，選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第 5 条第 15 項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の 6 分の 1 の数は，それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和 3 年 10 月 18 日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法による，「条例の制定及び改廃の請求」及び「監査の請求」並びに市町村の合併の特例に関する法律による「合併協議会設置の請求」及び「同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求」につきましては，選挙権を有する者の 50 分の 1 の数 3, 331 人</p> <p>2 地方自治法による「議会の解散の請求」，「議員の解職の請求」，「長の解職の請求」及び「副市長，選挙管理委員又は監査委員の解職の請求」並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による「教育委員会の教育長又は委員の解職の請求」につきましては，選挙権を有する者の 3 分の 1 の数 55, 503 人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律による「合併協議会</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>設置協議についての選挙人の投票の請求」及び「同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求」につきましては選挙権を有する者の6分の1の数 27,752人</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき議案の各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。</p> <p>なお、「選挙人名簿登録者数」166,509人をそれぞれ等分して、少数点以下が生じた場合は、切り上げることとなっております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第8号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第8号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p>
周郷委員長	事務局から報告・連絡事項ありましたらお願いいたします。
局 長	<p>《事務局から》</p> <p>・次回の委員会の開催日程について</p>
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第19回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。